

開 会 午前10時01分

○議長（小松則明君） ただいまの出席議員数は13名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

○

日程第1 行政報告

○議長（小松則明君） 日程第1、行政報告を行います。町長、御登壇願います。

○町長（平野公三君） 本日、ここに平成28年第3回大槌町議会定例会が開催されるに当たり、6月定例会以降における町政運営について御報告を申し上げます。

東日本大震災津波の発生から5年半が経過しました。改めて震災で犠牲になられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

8月に入り、立て続けに発生した台風。特にも、観測史上初めて東北地方の太平洋側に上陸した台風10号による暴風雨、大雨により一部の応急仮設住宅に床上浸水等の被害がもたらされました。しかしながら、町民の皆様への避難行動の御協力もあり、人的被害は発生せずに済みました。町民の皆様への防災意識の高まりを感じるとともに、引き続き自然災害に対する備えを万全にするよう取り組んでまいります。

町長に就任して1年がたちますが、この間、真に必要な事業に職員の力を集中させ、ハード、ソフトを含めた全体として復興をなし遂げるために、事業の選択と集中を進めてまいりました。

7月に開通した県道大槌小釜線を初め、ハード面の整備は日を追うごとに加速化しております。また、同月に発表した「中心市街地の現状と再生に向けた取組の方向性」の中で、公共施設を初め、住宅再建予定等の情報も一体的にお示しし、中心市街地再生に向けた取り組みを本格化させております。

一方で、事業計画の見直しに伴い、面整備の一部でおくれが顕在化するなど、新たな課題も生じております。各事業における町民の皆様への情報公開を積極的に行い、町民の皆様への御理解をいただきながら事業進捗に努めてまいります。

さらに、町単独では解決が困難な課題については、国や県の後押しをいただけるよう、引き続き機会を捉えながら、復旧・復興の財政支援の継続と財源確保、生活再建支援の拡充などを要望してまいります。

また、7月1日に新たに震災検証室長を配置し、東日本大震災でなぜ職員が犠牲となる事態を防ぎ得なかったかの検証を進めるほか、東日本大震災により犠牲となられた故

人の歩みを忘れずに後世に引き継ぎ、震災の記録として伝承することを目的とする新たな「生きた証プロジェクト」を立ち上げるなど、東日本大震災の教訓を後世に伝える取り組みを進めております。

さて、去る8月31日に発表されましたが、今月末に第71回国民体育大会・東日本大震災復興状況御視察に係る行幸啓が予定されております。本町の復興は道半ばではありますが、いわて国体の成功を祈願するとともに、おもてなしの心を持って天皇・皇后両陛下をお出迎えする所存であります。

以下、町政運営の概要について御報告申し上げます。

まず、大槌型コミュニティー総合支援について申し上げます。

本年度は、これまで一貫して申し上げてまいりましたが、ハード整備はもとより、震災で崩壊した地域コミュニティーの再生かつ強化を図り、将来を見据えた新たな地域コミュニティーを構築するため、現在、社会福祉協議会やNPOなどの団体と連携を密にし、実現に向けた取り組みを強く推し進めております。

取り組みにおいては、復興の進展に伴う地域課題や地域の活性化を地域コミュニティーの力で解決のできる体制を構築するため、壮年層の町民を中心とした10名の地域コーディネーターと、コミュニティー形成の知識を有した学識経験者5名を地域アドバイザーとして各地域に配置し、応急仮設住宅や災害公営住宅、さらには自治会・町内会など各地域に入り込み、地域住民とともに地域活動を促進し、地域住民が主体で皆が生き生きと暮らせるコミュニティーづくりに取り組んでおります。

そして、地域コミュニティーの核となる自治会・町内会の立ち上げ支援も継続して実施し、6月21日には県営屋敷前アパート自治会、7月3日には迫又町内会が設立されたところであり、今後もコミュニティー活動への支援を図りつつ、地域力を高めるサポートも継続してまいります。

また、6月26日には震災の影響で内陸に避難している町出身者が一堂に会する交流会、「大槌心結祭」を花巻市内のホテルで震災後初めて開催しました。ふるさとを離れて暮らす皆さんに、現在の復興状況や町内の映像を上映したほか、震災後に復活した「あんど娘」の人形劇や向川原虎舞の郷土芸能を披露し、大槌を懐かしんでいただき、この会を通じて大槌出身者の絆を強く、太くしていただくとともに、一人一人が新しい大槌のまちづくりへの参画、そして支援を改めて確認することができ、今後も町内のみならず、町外の被災者への支援にも力を注いでまいります。

次に、空間環境基盤の取り組みについて申し上げます。

本年度の災害公営住宅の整備状況につきましては、末広町、桎内第2、寺野第2、浪板地区の合計91戸が現在までに入居を開始しております。

また、8月からは本町地区8戸、上町地区4戸の長屋住宅建設に着手しており、来年3月末の完成に向けて工事を進めてまいります。

さらに、今年度の下半期には御社地、吉里吉里、赤浜、安渡、浪板地区についても、面整備事業の進捗状況に合わせ、順次着工する予定であります。

次に、復興事業の進捗について申し上げます。

各復興事業についても鋭意工事を進めており、土地区画整理事業につきましては、全地区において地盤改良や盛り土工事を実施しております。

特に町方地区においては、7月2日に県道大榎小鎗線が開通し、県道より北側については、8月1日から順次住宅建設が可能となっているほか、その他の地区においても同様に、早期に住宅建設ができるよう工事を進めております。

また、各地区で仮換地の指定を進めており、町方地区及び吉里吉里地区では、民有地においては100%、安渡地区では55%、赤浜地区では59%の指定を終えております。

防災集団移転促進事業につきましては、移転先の用地取得率は97%に達しており、全地区で造成工事を進めております。

宅地については、全体で438宅地の整備を進めており、現在までに全体の47%に当たる205宅地が完成し、既に住宅建設が始まっております。

津波復興拠点整備事業につきましては、町方地区及び安渡地区の産業集積地において、8月末時点で14事業所が営業等を行っており、水産関係など3つの事業所が建設中であります。

漁業集落防災機能強化事業につきましては、浪板地区において用地買収が完了し、造成工事に着手しております。

なお、安渡地区、赤浜地区の土地区画整理事業、防災集団移転促進事業については、昨年10月、11月にお示ししたスケジュールからのおくれが生じておりますことから、赤浜地区につきましては7月21日に、また安渡地区につきましては7月24日に地域復興まちづくり懇談会を開催し、地元の皆様に御説明いたしました。

今後は予定どおりに工事進捗が図られるよう、工程管理等に努め、積極的に工事を進めるとともに、情報を適時に公表してまいります。

次に、防災・減災の取り組みについて申し上げます。

避難路整備につきましては、震災後から進めてきました桜木町地区避難路整備工事は、先日の入札において業者との仮契約を締結したところであり、本契約に向け、本定例会において追加議案とさせていただきます。本工事は、本年度内の竣工及び来年度の供用開始を目指しております。今後も緊急性と施工可能性の両面を精査した上で、順次整備を進めてまいります。

8月17日の台風7号から幾つもの自然の猛威を受け、被害を最小に抑えるため、関係機関と連携して応急対策を図っていく中、幾多の防災備蓄品の使用がありました。今般、震災を機に連携が深まった自治体より防災備蓄品の支援申し入れをいただき、土のう袋、給水バック等の支援をいただいたところです。詳細につきましては、被災状況を取りまとめた後、改めて説明の場を設けたいと考えております。

防災教育に関しましては、5月に吉里吉里地区体育館において開催した介護予防講座で防災に関する講座を実施したほか、7月には津波シミュレーションにおける浸水域である末広町町営住宅において、住民を対象に防災基礎講座を実施したところです。今後も各地区や団体等からの要望に応じるほか、積極的に防災講座を展開してまいります。

また、職員の防災意識の向上を図るため、6月23日に全国一斉で実施された緊急地震速報訓練に合わせ、職員のシェイクアウト及び非常持ち出し物品の確認、搬出訓練を実施しました。今後も防災意識を高く保持するための取り組みを進めてまいります。

緊急情報の確実な伝達を図るために、昨年度から貸与を進めております防災ラジオにつきましては、各地区やショッピングセンターマスト店内で貸与会を開催し、現時点で2,312台、全世帯の約50%を住民の皆様にお配りしたところです。そのほか、町内の企業、商店、福祉施設等にも貸与を進め、総数では2,450台をお貸ししている状況です。

東日本大震災から5年6カ月が経過し、今なお421名もの津波による行方不明の方がいらっしゃる状況で、釜石警察署や釜石海上保安部では、早期発見を使命として定期的に捜査を実施していただいております。この取り組みを関係機関と共有し、1人でも多くの行方不明者を発見すべく協議を進めているところです。今後の関係機関合同による大規模捜索の実施に向け、8月17日に関係者協議を開催したところです。

次に、集会所整備の状況について申し上げます。

白沢寺野地区集会所につきましては、平成28年8月に工事発注が完了し、早期の完成に向けて鋭意事務を進めているところであります。

花輪田地区集会所につきましては、平成28年5月から設計業務を実施し、平成28年8月に完了しております。また、建物工事に必要な造成工事についても、平成28年8月に完了し、早期の工事発注に向けて事務を進めております。

次に、社会生活基盤の取り組みについて申し上げます。

まず、子供・子育て支援について申し上げます。

母子保健の充実につきましては、本年度から町独自で4歳6カ月相談を実施するとともに、本年度10月から開始予定の平成28年4月以降に出生した生後1歳に至るまでの間にある乳児を対象に、B型肝炎ワクチンの定期接種に向けた体制整備を町内医療機関の先生方と進め、受診対象者への適切な接種に努めてまいります。

出産・子育て支援の充実につきましては、これまで町内保育園・幼稚園の施設長の方々との意見交換会を実施してきたところであり、今後、病後児保育や障害児保育などの特別保育事業、さらには放課後児童クラブの充実を含めた町としてのアクションプランをお示しし、関係者や保護者の皆様から御理解をいただき、順次実施できる事業から取り組みを進めてまいります。また、現在実施している特定不妊治療助成事業の助成額を拡大する支援も今年度から取り組んでまいります。

児童を取り巻く環境は、全国的に待機児童や児童虐待などさまざまな課題があります。中でも児童虐待は全国で10万人を超えるなど、当町としても虐待の早期発見、早期対応のため、町保健福祉課、町教育委員会、児童相談所など関係機関で構成する「大槌町要保護児童対策地域協議会」が中心となり、対象ケースの把握、個別ケースへの継続支援など、虐待ケースを含めたさまざまな問題を抱える児童への支援を実施しております。

そのほか、放課後児童クラブの施設整備につきましては、小中一貫校の移転に伴い、沢山地区に仮設の同クラブを建設し、一貫校の開設に合わせ9月末から運営するよう対応したところであり、本設の施設整備につきましても、来年度の整備に向け本議会で予算計上するとともに、具体的な施設規模等について関係課と調整し、詳細を詰めてまいります。

次に、健康増進、障がい者福祉、高齢者福祉について申し上げます。

健康増進への取り組みとしては、本年度から保健推進委員の方々の協力を得て、40歳到達者を対象に、がん検診の受診勧奨として個別訪問を8月末から行ったところであり、受診率の向上、疾病の早期発見につながる取り組みを今後も推進してまいります。

障がい者福祉の向上においては、地域の障がい者相談員や相談支援事業所である「四

季の郷」と連携し、きめ細かな相談支援に対応するとともに、大ケ口地区でNPO法人が障がい児等の日中の一時預かり事業を始めるなど、地域での見守り、共生の輪が徐々にではありますが広がっております。

また、今年10月に開催されます第16回全国障害者スポーツ大会には、当町からは2名の選手が参加する予定となっており、その活躍を大いに期待するところであります。

高齢者福祉については、見守りや相談、サービスの提供等、暮らしを支える支援の充実を図り、心身ともに健康で充実した生活を送れるよう、介護予防に積極的に取り組み、介護保険事業においても、今年度より認知症予防支援策として「大槌町認知症カフェ」を立ち上げており、認知症の本人や家族も集える場所として支援強化を図っております。

さらに、大槌町徘徊模擬訓練の実施に向け、町内の関係機関とともに「行方不明高齢者等早期発見システム」の構築を行っているところであります。

また、町民の方々にも認知症について広く理解していただけるよう、認知症ケアパスを作成しましたので、高齢者世帯や関係機関にお配りする予定となっております。

次に、被災者の生活再建に関するさらなる支援について申し上げます。

8月末現在、2,705人の方々がいまだ応急仮設住宅で生活されていることから、復興支援員協議会による見守りやサロン活動などの支援を継続しております。

先般の議会全員協議会で御説明したとおり、応急仮設住宅で居住し、再建意向が明確でない入居者については、8月下旬より最終の再建意向確認調査に取り組んでおります。平成30年7月以降、応急仮設住宅の契約延長をしない「特定延長」とする方針を示した市町村も出ており、当町においても再建先の事業の進捗を鑑みながら、今後の応急仮設の延長と集約について検討してまいりたいと考えております。

また、調査を進める中で何らかの事情で再建が困難と思われる世帯や、被災者を把握した場合には、地域福祉、高齢者福祉等専門分野とも連携し、被災者の生活再建支援に取り組んでまいります。

次に、医療費助成と国民健康保険事業について申し上げます。

医療費助成事業につきましては、先月から未就学児及び妊産婦に対する窓口負担の現物給付を滞りなく実施しているところです。今後とも各関係機関と連携し、制度の周知を行いながら受給者の適切な医療の確保に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、今年度から保険税率を引き下げ、加入者の税負担の軽減を図っています。

また、平成30年度からの国民健康保険の広域化に向け、保険者の移行が円滑に実施できるよう、県及び県内各市町村と連携し、準備を進めるところです。

次に、経済産業基盤の取り組みについて申し上げます。

まず、農林水産業の振興について申し上げます。

農林業につきましては、町内のシイタケ生産者の方々が全農乾椎茸品評会や岩手県乾椎茸品評会において、最優秀賞となる農林水産大臣賞や林野庁長官賞を受賞するといううれしいニュースがありました。また県営圃場整備事業により整備された下野地区の農地では、そばやキャベツ等の農産物が作付されており、関係機関等と連携を密にとりながら、整備された農地が最大限に活用されるように促してまいります。

全国的にも話題となっております鳥獣被害への対策については、大槌町鳥獣被害対策実施隊や釜石大槌猟友会による有害鳥獣対策が実施されており、8月末現在でニホンジカ31頭とクマ1頭の駆除が確認されております。

地域水産業の核となるべき漁協の経営意識と体質強化につきましては、まずは魚市場機能の改善に着手しており、引き続き組合役員等と連携し、自己改革を促してまいります。

また、昨年に引き続き本年もサケ、サンマの不漁が予測されていることから、地域事業者の水産加工原料の確保対策として、漁船誘致活動を強化したいと考えております。

次に、商工業の振興について申し上げます。

商工業については、被災した事業者の事業再開を支援するための補助事業、利子や保証料を補給する金融支援事業を実施しておりますが、仮設商店街等から本設再建を目指す中小企業者や創業を目指す方々の資金確保の負担をより軽減することで、商工業の復興が加速化するよう、岩手県の融資制度と協調した新たな金融支援制度を創設し、10月1日から運用を開始することとしております。

いまだ本設再建を果たせていない商工業の本設再建に向けては、これらの制度の周知を図るとともに、引き続き商工会と連携し、具体の再建方法等についてアドバイス等を行ってまいります。

企業誘致については、復興工事の進捗につれ今後で使用可能となる用地を十分に活用できるよう、全国各地の企業に対しアンケート調査や立地可能性のある企業への訪問を実施しております。

次に、雇用対策の強化について申し上げます。

雇用対策の強化については、昨年度に創設した大槌町U I ターン就業支援事業助成金が好評であり、8月末現在で6件の実績となっています。

また、課題となっている雇用のミスマッチについては、これまで町内だけであった学校訪問を町外の高等学校や専門学校にまで広げ、学生や就職支援担当者の視点等からアドバイスをいただいております、これらの内容を町内事業者にも周知するなど、ミスマッチを少しでも解消できるような方策の検討を進めております。

次に、観光振興について申し上げます。

観光振興につきましては、町の限られた職員体制の中でも交流人口の拡大が図られるよう、町民指導型のイベントへの支援など、参加者の裾野を広げられるよう取り組んでおり、5月の「おおつち新山高原ヒルクライム2016」や、「ひよっこりひょうたん島祭」以降にも、7月には「砂の芸術祭2016」、「吉里吉里海と森の映画祭」、「岩手県知事杯大槌町SUP大会」、そして8月には「おおつちありがとうロックフェスティバル2016」が町民主導により開催され、地域住民の方々の大きな力が発揮されたところです。

また、9月の大槌まつりでは、観光資源としてブラッシュアップしていくため、お祭り広場を設置するなどの工夫をすることとしており、町民一体となって町の復興と観光を盛り上げていけるよう取り組んでまいります。

ブランド化推進と観光物産協会の再構築については、単に町産品の紹介にとどまらず、販路開拓につながるよう、沿岸地域の商品アイテムの充実を検討している盛岡市内の百貨店や、県のアンテナショップである銀河プラザでの物産イベントへの出展を行っており、これらの事業を実施する中で、観光物産協会員の事業者と打ち合わせ等を行いながら、ブランド化の推進や協会の体制強化が進むよう取り組みを進めているところでございます。

次に、教育文化基盤の取り組みについて申し上げます。

平成26年12月より建設中であり、児童生徒はもとより大槌町民が待ちに待った大槌学園の新校舎が竣工し、9月26日から新校舎での授業が行われることになりました。児童生徒や教職員には震災以降厳しい環境の中で、さまざまなことを耐えながら、5年間にわたる学校生活を過ごしてきましたが、今後は最高の環境で充実した学校生活を送っていただきたいと思っております。

また、残されたグラウンド整備の進捗率も現在77.7%になっており、平成29年3月の完成を目指して、引き続き全力で取り組んでまいります。

あわせて学校移転に伴い検討されておりました通学路に関しましても、通学路検討委員会等で検討を重ね、1学期中に無事に決定いたしました。今後は、移転までの間に実際に児童生徒が通学路を歩いて登校の練習を行うこととしております。

次に、国民体育大会について申し上げます。

46年ぶりに岩手県で開催される第71回国民体育大会は、来月10月に開催されます。9月3日には国体総合開会式オープニングイベントに使われる炬火の大槌町炬火採火式が行われました。炬火はオリンピックでいう聖火に当たるもので、神戸市から分灯された城山公園内にある「希望の灯」から採火されました。大槌町ではデモンストラーションスポーツとしてソフトバレーボール競技が10月9日、城山公園体育館で行われます。県内から36のチームが参加する予定ですが、大会成功に向け準備を進めるとともに、おもてなしの心で迎えたいと考えております。

次に、埋蔵文化財についてですが、現在、震災復興に伴う遺跡調査並びに調査報告書作成に係る整理業務等も順調に進められており、また町内遺跡から出土した遺物等の展示公開も年度内中に計画しております。今後も復興計画等に伴う遺跡調査につきましては、迅速に対応してまいります。

以上、行政報告を申し述べましたが、本定例会では条例制定や補正予算案等を御提案申し上げます。何とぞよろしく御審議の上、議員各位並びに町民の皆様のご理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。



- 日程第 2 報告第 7 号 健全化判断比率の状況の報告について
- 日程第 3 議案第 7 0 号 大槌町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第 7 1 号 町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 7 2 号 大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 7 3 号 大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 7 4 号 大槌町町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 7 5 号 大槌町立小中学校及び義務教育学校の設置に関する条例

の一部を改正する条例について

- 日程第 9 議案第 76 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 10 議案第 77 号 財産の取得について
- 日程第 11 議案第 78 号 字の区域を変更することについて
- 日程第 12 議案第 79 号 大槌町過疎地域自立促進計画を変更することについて
- 日程第 13 議案第 80 号 町道の路線認定、廃止及び変更について
- 日程第 14 議案第 81 号 平成 27 年度大槌町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 15 議案第 82 号 平成 28 年度大槌町一般会計補正予算（第 3 号）を定めることについて
- 日程第 16 議案第 83 号 平成 28 年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて
- 日程第 17 議案第 84 号 平成 28 年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて
- 日程第 18 議案第 85 号 平成 28 年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を定めることについて
- 日程第 19 議案第 86 号 平成 28 年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて
- 日程第 20 議案第 87 号 平成 28 年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて
- 日程第 21 議案第 88 号 平成 28 年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて
- 日程第 22 認定第 1 号 平成 27 年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 認定第 2 号 平成 27 年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 認定第 3 号 平成 27 年度大槌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 認定第 4 号 平成 27 年度大槌町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 認定第 5 号 平成 27 年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計歳入

歳出決算の認定について

日程第27 認定第 6号 平成27年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第28 認定第 7号 平成27年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第29 認定第 8号 平成27年度大槌町水道事業会計決算の認定について

○議長（小松則明君） 日程第2、報告第7号健全化判断比率の状況の報告についてから、日程第29、認定第8号平成27年度大槌町水道事業会計決算の認定についてまで28件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。議案第70号については町長から、それ以外については総務部長から説明を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 私のほうから、本定例会におきまして1件の人事案件がございますので、提案させていただきます。

議案第70号大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、現委員の大萱生 都氏が本年9月30日をもって任期満了となることから、引き続き同委員を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

大萱生 都氏の住所は大槌町上町1番8号。

生年月日が昭和35年7月21日の56歳。

任期は本年10月1日から平成32年9月30日までの4年間となります。

なお、略歴については別紙のとおりであります。人格、見識ともすぐれ、適格者と考えております。

以上よろしく御審議の上、御同意をくださるようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 平成28年第3回大槌町議会定例会における人事案件を除く報告1件、議案19件及び認定8件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

報告第7号健全化判断比率の状況の報告については、平成27年度決算に係る健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を報告するものであります。

議案第71号から議案第75号までについては、条例の一部を改正する条例であります。

議案第71号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第72号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例については、諸般の情勢に鑑み、期末手当の支給割合を改定するものであります。

議案第73号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、平成27年の岩手県人事委員会の勧告に鑑み、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定するものであります。

議案第74号大槌町町税条例等の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴い、個人町民税における医療費控除の特例の創設、軽自動車税における環境性能割の創設など、所要の改正を行うものであります。

議案第75号大槌町立小中学校及び義務教育学校の設置に関する条例の一部を改正する条例については、大槌町立大槌学園の新校舎完成に伴い、所在地について所要の改正を行うものであります。

議案第76号工事請負契約の締結については、柩内地区雨水幹線整備工事に係る契約であります。

議案第77号財産の取得については、上閉伊郡大槌町大槌第21地割字藁川原24番3ほか2筆に係る土地の取得であります。

議案第78号字の区域を変更することについては、赤浜地区防災集団移転促進事業及び安渡地区防災集団移転促進事業に伴い、字の区域を変更するものであります。

議案第79号大槌町過疎地域自立促進計画を変更することについては、当該計画に新たに3事業を追加及び区分変更が生じ重要変更の扱いとなることから、議会の議決を必要とするものであります。

議案第80号町道の路線認定、廃止及び変更については、復興事業に伴う31路線の認定、15路線の廃止及び3路線の変更であります。

議案第81号平成27年度大槌町水道事業会計剰余金の処分については、未処分利益剰余金のうち5,600万円を減債積立金に積み立てし、残りを繰越利益剰余金とするものであります。

議案第82号から議案第88号までについては、各会計の補正予算であります。

議案第82号平成28年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについては、前年度繰越金の計上及び（仮称）御社地エリア復興拠点施設建設工事等により、歳入歳出予算に13億200万円を追加し、歳入歳出総額を548億6,964万6,000円とするものであり

ます。第2条では、繰越明許費の追加1件の補正であります。第3条では、債務負担行為の追加4件、変更2件の補正であります。第4条では、地方債の追加2件、変更1件の補正であります。

議案第83号平成28年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、前年度繰越金の計上及び国県支出金の過年度返還等により、歳入歳出予算に3,040万3,000円を追加し、歳入歳出総額を22億4,684万5,000円とするものであります。

議案第84号平成28年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、前年度繰越金の計上に伴う一般会計繰入金の調整であります。

議案第85号平成28年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、前年度繰越金の計上及び町債元金繰上償還金等により、歳入歳出予算に4,795万7,000円を追加し、歳入歳出総額を57億8,292万6,000円とするものであります。

議案第86号平成28年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、前年度繰越金の計上及び職員人件費等により、歳入歳出予算に78万7,000円を追加し、歳入歳出総額を18億5,633万5,000円とするものであります。

議案第87号平成28年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、前年度繰越金の計上及び国庫支出金過年度返還金等により、歳入歳出予算に5,918万3,000円を追加し、歳入歳出総額を14億696万7,000円とするものであります。

議案第88号平成28年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、前年度繰越金の計上及び前年度精算に伴う後期高齢者医療広域連合納付金等により、歳入歳出予算に82万5,000円を追加し、歳入歳出総額を1億2,238万8,000円とするものであります。

認定第1号から認定第8号までについては、各会計の決算の認定であります。お手元に平成27年度大槌町歳入歳出決算書1ページを御準備願います。

認定第1号平成27年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定については、予算現額754億9,475万7,000円に対し、収入済額608億1,410万2,905円、支出済額559億4,565万4,994円であります。歳入歳出差引額は48億6,844万7,911円であり、繰越明許費に充当する財源1,501万5,000円を差し引いた実質収支額は、48億5,343万2,911円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第2号平成27年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額24億2,130万4,000円に対し、収入済額25億601万558円、支出済額23億2,292万

4,723円であります。歳入歳出差引額は1億8,308万5,835円であり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第3号平成27年度大槌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額6,411万8,000円に対し、収入済額6,391万3,447円、支出済額5,938万760円であります。歳入歳出差引額は453万2,687円であり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第4号平成27年度大槌町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額30億6,039万6,000円に対し、収入済額15億8,107万6,740円、支出済額15億890万7,767円であります。歳入歳出差引額は7,216万8,973円であり、繰越明許費に充当する財源5万4,000円を差し引いた実質収支額は7,211万4,973円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第5号平成27年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額7億6,810万2,000円に対し、収入済額1億4,719万5,724円、支出済額1億4,311万2,253円であります。歳入歳出差引額は408万3,471円であり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第6号平成27年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額14億8,362万6,000円に対し、収入済額14億3,870万9,698円、支出済額13億8,109万6円あります。歳入歳出差引額は5,761万9,692円となり、翌年度に繰り越すものであります。

認定第7号平成27年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額1億1,847万6,000円に対し、収入済額1億1,642万2,755円、支出済額1億1,559万8,682円あります。歳入歳出差引額は82万4,073円となり、翌年度に繰り越すものであります。

一般会計・特別会計の総合計は、予算現額834億1,077万9,000円に対し、収入済額666億6,743万1,827円、支出済額614億7,666万9,185円あります。歳入歳出差引額は、51億9,076万2,642円であり、繰越明許費繰越財源1,506万9,000円を差し引いた7会計合計の実質収支額は51億7,569万3,642円となっております。

次に、認定第8号平成27年度大槌町水道事業会計決算の認定についてであります。お手元に平成27年度大槌町水道事業会計決算書1ページを御準備願います。

収益的収入及び支出における収入については、決算額2億5,739万9,900円あります。支出については、決算額1億9,282万7,651円あります。

次のページをお開き願います。

資本的収入及び支出における収入については、決算額 3 億9,112万6,076円であります。
支出については、決算額 4 億9,470万449円であります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額、1 億357万4,373円は当年度分損益勘定留
保資金等から補填しております。

以上、一括で提案理由を申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 以上をもって当局からの説明は終わりました。

皆様にお諮りいたします。後日設置予定であります決算特別委員会において、決算審
査が行われるわけでありますが、限られた日程でもあり、議事をスムーズにするため、
決算審査に必要な資料を事前に当局にお願いすることが議会運営委員会において調整さ
れましたので、皆様から前もって資料請求を受けたいと思いますが、これに御異議ござ
いませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ございませんので、そのようにいたします。

それでは、26日月曜日午後 5 時までに必要な書類名を事務局へ申し出てください。

○

日程第 3 議案第 70 号 大槌町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることにつ
いて

○議長（小松則明君） 日程第 3、議案第70号大槌町教育委員会委員の任命に関し同意を
求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明及び内容説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論
を終結し採決いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

議案第70号大槌町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決いた
します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長 (小松則明君) ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番、阿部俊作君及び9番、東梅康悦君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配布)

○議長 (小松則明君) 念のために申し上げます。

本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。(「なし」の声あり) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたさせます。

(投票箱点検)

○議長 (小松則明君) 異常なしと認めます。

点呼に応じ、順次投票願います。点呼を命じます。

(局長点呼)

(各員投票)

○議長 (小松則明君) 投票漏れはありませんか。(「なし」の声あり) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の8番、阿部俊作君、9番、東梅康悦君の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長 (小松則明君) 投票の結果を事務局長から報告いたさせます。

○事務局長 (佐々木 健君) 報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

賛 成 12票

反 対 0票

以上でございます。

○議長（小松則明君） 以上のとおり賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（小松則明君） 11時10分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時58分

○

再 開 午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第8 議案第75号 大槌町立小中学校及び義務教育学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第75号大槌町立小中学校及び義務教育学校の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。学務課長。

○学務課長（松橋文明君） 議案第75号大槌町立小中学校及び義務教育学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

大槌町立小中学校及び義務教育学校の設置に関する条例（昭和30年大槌町条例第48号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由でございますが、本年9月1日に竣工いたしました大槌学園新校舎完成及び今月26日から事業を開始することに伴い、移転に伴って現在の大槌学園の所在地小鎚から沢山地区に学校の所在地を変更するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次ページをお開きください。

改正前の住所、大槌町小鎚第22地割15番地1から改正後に大槌町大槌第15地割71番地9に改正するものでございます。

なお附則として、この条例は平成28年9月26日からの施行としております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

日程第8、議案第75号大槌町立小中学校及び義務教育学校の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第76号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第76号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1. 契約の目的、柁内地区雨水幹線整備工事。

2. 契約の方法、一般競争入札。

3. 契約の金額、8,883万円。

4. 契約の相手方、岩手県上閉伊郡大槌町小槌第3地割14番地 有限会社八幡組代表取締役 八幡 清正です。

次のページをお開きください。

入札は平成28年8月22日に行っており、入札参加条件は大槌町営建設工事入札参加資格者名簿に登録されている業者で、大槌町建設工事入札参加者名簿のランクづけが土木A級及びB級であるか、あるいは岩手県営建設工事入札参加者名簿のランクづけが土木A级以上であることです。入札参加業者は記載の2者でございました。

次に、参考資料をお開きください。

工事場所、上閉伊郡大槌町柁内地内。

概要説明、本工事は柁内地区の雨水排水路を整備し、生活環境の向上を図るため、復興交付金事業にて実施するものです。

工事内容は施工延長320メートル、大型フリューム据付工313.9メートル、ボックスカルバート据付工5メートル、付帯工1式です。

案内図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。
- 8番（阿部俊作君） 柁内地区、今度の大雨で浸水がありましたけども、そういった面は解消されますでしょうか。ちょっとお尋ねします。
- 議長（小松則明君） 復興推進課長。
- 復興推進課長（中野智洋君） 今回の柁内地区の雨水幹線整備工事でございますけども、件名にございますとおり雨水幹線の水路のほうの整備工事となっております、枝線のほうの整備については次年度以降継続して進めていくというふうに計画をしております。よって、幹線のほうについては、整備は今年度行いますけども、枝線のほう等につきましては来年度以降ということになりますので、それらが整備できるまではなかなか冠水のほうは解消できないのかなというふうに思っております。
- 議長（小松則明君） よろしいでしょうか。進行いたします。
- 質疑を終結いたします。
- 討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。
- これより、議案第76号工事請負契約の締結についてを採決いたします。
- 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- （賛成者起立）
- 議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第78号 字の区域を変更することについて

- 議長（小松則明君） 日程第11、議案第78号字の区域を変更することについてを議題といたします。
- 提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。
- 復興局長（那須 智君） それでは次ページの変更調書をお開きください。
- 吉里吉里第28地割字筋24番4、同じく37番1を赤浜3丁目に、大槌第26地割字雁舞道58番1を安渡2丁目に編入するものであります。
- 以上御審議のほどよろしくお願い申し上げます。
- 議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。
- 討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。
- これより、議案第78号字の区域を変更することについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第79号 大槌町過疎地域自立促進計画を変更することについて

○議長(小松則明君) 日程第12、議案第79号大槌町過疎地域自立促進計画を変更することについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長(高橋新吾君) 議案第79号大槌町過疎地域自立促進計画を変更することについて御説明申し上げます。

本議案は、過疎対策事業債を財源とする事業を追加するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条に規定する過疎地域自立促進計画の変更を行うものでございます。内容につきましては、別紙大槌町過疎地域自立促進計画(変更)をごらんください。

変更する項目は4の生活環境の整備に、(7)として過疎地域自立促進特別事業として、赤浜地区仮設商業施設基礎撤去事業と旧大槌中学校プール解体撤去事業を追加し、あわせて7の教育の振興に集会施設等整備事業を追加するものでございます。

また、8月の全員協議会の後、岩手県との計画変更の協議の際に(仮称)放課後こども教育センターについては、当初学校教育関連施設に掲載しておりましたが、県のほうから学校教育そのものを目的とした施設ではないとの御指摘を受けまして、これを別添資料のとおり集会施設・体育施設等のその他に移動することとしたものです。

これは実質的な内容の変更でございませませんが、新たな区分の設定、または追加に該当し、議会の議決を必要とするものであるという御指導をいただきましたので、あわせて計画変更の提案をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。芳賀 潤君。

○13番(芳賀 潤君) 確認ですけれども、その事業計画の中に28年度から32年度となっておりますが、補正予算書を見ると予算が計上になっているので、おおむねこれ28年度末で事業が完了するという見込みという解釈で構わないのでしょうか。

○議長(小松則明君) 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えいたします。

これはあくまでも議員が御指摘のとおり32年度までの計画でございますので、年度内の、年度ごとの枠がございますので、来年度以降に計画されている事業と、大中のプール解体等につきましては来年度実施するというような予定になっていますので、全部が全部今年度というふうな形で予算計上はしておるわけではないのでございます。

ですので、これはあくまでも32年度までの中での事業配分としてとっているということでございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第79号大槌町過疎地域自立促進計画を変更することについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第82号 平成28年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第15、議案第82号平成28年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） お手元に議案第82号平成28年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を御準備願います。

1 ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正、歳入。

9款地方交付税1項地方交付税、補正額41億8,642万7,000円の減は、平成27年度復興交付金事業に対し過大交付された震災復興特別交付税を現年度分と相殺したことによる減であります。

13款国庫支出金1項国庫負担金、補正額47万3,000円は、小中一貫教育校の備品購入に伴う文教施設災害復旧費負担金であります。2項国庫補助金、補正額6,086万1,000円は、（仮称）御社地エリア復興拠点整備事業に伴う公立社会教育施設災害復旧費補助金

等であります。

14款県支出金 2項県補助金、補正額179万3,000円は、地域生活支援事業費等補助金及びいわて農林水産物消費者理解増進事業補助金等であります。3項委託金、補正額19万6,000円は、いわての復興教育学校支援事業委託金であります。

17款繰入金 1項特別会計繰入金、補正額1,557万8,000円は、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計からの平成27年度決算に伴う特別会計繰入金であります。2項基金繰入金、補正額5億5,553万9,000円は、復興交付金事業において今回の補正財源とする東日本大震災復興交付金基金繰入金等であります。

18款繰越金 1項繰越金、補正額46億2,358万7,000円は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。

20款町債 1項町債、補正額2億3,040万円は、斎場整備事業債及び御社地復興拠点施設整備事業債等であります。

2 ページをお開き願います。歳出。

各款・各項におきまして人事異動及び人事院勧告等に伴う人件費の補正がございます。

1 款議会費 1項議会費、補正額163万5,000円は、マイクシステム整備に伴う備品購入費等であります。

2 款総務費 1項総務管理費、補正額2億7,967万8,000円は、前年度繰越金を財源とし、後年度の町債償還財源とする減債基金積立金及び地盤改良等を実施する花輪田地区集会所施設建設工事等であります。2項徴税费、補正額316万4,000円は、差押え物件の不動産鑑定業務委託料等であります。3項戸籍住民基本台帳費、補正額907万2,000円は、人件費であります。5項統計調査費、補正額63万8,000円も人件費であります。

3 款民生費 1項社会福祉費、補正額3,985万円は、過年度精算に伴う岩手県後期高齢者医療広域連合市町村療養給付費負担金等であります。2項児童福祉費、補正額762万8,000円は、沢山地区に災害復旧する放課後児童クラブ設計業務委託料等であります。

4 款衛生費 1項保健衛生費、補正額1億34万2,000円は、斎場整備に係る造成測量設計業務委託料及び用地買収費等であります。2項清掃費、補正額204万1,000円は、最終処分場の水処理施設の外部委託に伴う最終処分場水処理施設管理運営業務委託料等であります。

6 款農林水産業費 1項農業費、補正額541万3,000円は、人件費であります。2項林業費、補正額25万8,000円も人件費であります。3項水産業費、補正額1,197万1,000円の

減は、ワカメの消費拡大を実施するいわての農林水産物消費者理解増進事業及び平成27年度漁業集落排水処理事業特別会計の決算に伴う特別会計繰出金の減等であります。

7 款商工費 1 項商工費、補正額1,085万2,000円は、人件費であります。

8 款土木費 1 項土木管理費、補正額1,954万8,000円の減は、人件費であります。4 項都市計画費、補正額2,415万7,000円の減は、平成27年度下水道事業特別会計の決算に伴う特別会計繰出金の減であります。

9 款消防費 1 項消防費、補正額504万9,000円は、区画整理に伴う吉里吉里2丁目地区の消火栓設置に伴う工事負担金等であります。

10 款教育費 1 項教育総務費、補正額886万6,000円は、人件費であります。

3 ページをお願いいたします。2 項小学校費、補正額62万4,000円は、小中一貫校移転に伴う消耗品であります。3 項中学校費、補正額231万7,000円は、小中一貫校移転に伴う消耗品等であります。4 項社会教育費、補正額956万5,000円の減は、人件費の減及び平成29年1月に開設予定の安渡公民館の光熱水費等であります。5 項保健体育費、補正額184万9,000円は、栄町仮設グラウンドに屋外照明を設置する工事費等であります。

11 款災害復旧費 3 項文教施設災害復旧費、補正額 1 億3,719万7,000円は、吉里吉里分館実施設計業務委託料及び図書館部分の災害復旧に係る（仮称）御社地エリア復興拠点施設建設工事等であります。

15 款復興費 1 項復興総務費、補正額10万3,000円は、復興交付金事業に伴う漁業集落排水処理事業特別会計繰出金であります。2 項復興推進費、補正額 1 億5,320万円は、町方地区以外の防集移転元の跡地利用計画を策定する跡地利用計画策定業務委託料及び沢山地区内水排除工事であります。3 項復興政策費、補正額410万4,000円は、生きた証を冊子化する生きた証プロジェクト回顧録印刷業務委託料であります。6 項復興土木費、補正額278万円は、復興事業に伴う事務費であります。8 項復興用地建築費、補正額3,020万円は、復興事業に伴う物件補償費であります。9 項復興防災費、補正額 4 億7,382万1,000円は、安渡避難ホールの備品購入費及び（仮称）御社地エリア復興拠点施設建設工事等であります。12 項復興支援費、補正額7,000万円は、赤浜地区仮設商業施設基礎撤去工事であります。

4 ページをお開きください。第2表繰越明許費、追加。

15 款復興費 2 項復興推進費、事業名、沢山地区内水排除事業、金額 1 億4,000万円。工期が翌年度に及ぶことから繰越明許費を設定するもの1件であります。

5 ページをお願いいたします。第 3 表債務負担行為補正、追加。事項、期間、限度額の順に読み上げます。

おおちゃん融資保証料補給金（平成28年度）、平成28年度から平成38年度まで、971万4,000円。

おおちゃん融資利子補給金（平成28年度）、平成28年度から平成38年度まで、1,621万2,000円。

町方地区震災復興土地区画整理事業、平成28年度から平成29年度まで、43億3,427万2,000円。

（仮称）御社地エリア復興拠点施設整備事業、平成28年度から平成29年度まで、5億6,934万4,000円。以上、追加4件であります。

6 ページをお開きください。変更。

中小企業融資保証料補給金（平成28年度）、変更前、期間、平成28年度から平成37年度まで、限度額1,685万3,000円。変更後、期間の変更はありません。限度額713万9,000円。

中小企業融資利子補給金（平成28年度）、変更前、期間、平成28年度から平成38年度まで、限度額2,120万2,000円。変更後、期間の変更はありません。限度額499万円。以上、変更2件であります。

7 ページをお願いします。第 4 表地方債補正、追加。起債の目的、限度額の順に読み上げます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、当初予算と同様のため省略させていただきます。

斎場整備事業、1億870万円。

赤浜地区仮設商業施設基礎撤去事業、7,000万円。

8 ページをお開きください。変更。

起債の目的、御社地復興拠点施設整備事業。補正前、限度額440万円。補正後、限度額5,610万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様のため省略いたします。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。4 ページをお開きください。

第 2 表繰越明許費、追加。進行いたします。

5 ページ。第 3 表債務負担行為補正、追加。進行いたします。

6 ページ。変更。阿部義正君。

○12番（阿部義正君） 中小企業融資保証料ということで、補正前より大幅に減額になっているわけですが、現在仮設で営業してる方々が今後本設経営するわけですが、大きく減額になった理由は何の辺にあるか、その辺をお伺いします。

○議長（小松則明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝 修君） 中小企業融資保証料補給金及び中小企業融資利子補給金が大幅に減額になった理由でございますけれども、こちらにつきましては、これから本設再建する事業者さん方の金利負担をより軽くするために、新たに制度を新設しました。おおちゃん融資のほうに、当初中小企業融資保証料等に盛っておりました金額をおおちゃん融資のほうに振り分けた、その結果減額になったということでございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

7 ページ。第4表地方債補正、追加。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） この斎場整備事業についてお尋ねいたします。この斎場整備事業につきましては、年度末3月24日の全員協議会において、大まかな説明がありました。この予定によりますと、この9月からこの予算等が通れば用地等の造成が始まるというスケジュール等になってます。そこでまずこの斎場整備を目的として、基金積み立てが約3.8億円あります。これで賄えるわけではないと思うので、おそらくこの起債を、お金を借りなければいけないということになるわけですが、今後の見通しとして、過疎債と基金をどのように使いながら斎場を整備していくのか。そしてまた斎場整備後のランニングコスト等もかかってくると思いますので、その辺の見通し等を示せるのであれば、ぜひお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 議員の御質問にお答えいたします。

今議員がおっしゃいましたとおり、斎場建設基金のほうは約3億9,000万円ほど今現在高残っております。斎場建設に関しましては、おおよそでございますが10億円程度かかるというような事業試算を今しております。この10億に関しましては全て過疎債で賄おうとして、この件に関しましては何回か議会でも御説明したことがあるかと思います。この過疎債でございますが、交付税算入は7割でございます。ですので、例えば10億円事業費がかかったとした場合、3億円は町で負担しなければならないということでございますので、要はこの斎場建設基金は、どちらかというと減債基金のような形でこの償還

していく3億に充当していくということでございます。

ですが、今の現行施設の維持管理費は大体、決算書にも明記されておりますが、修繕料除きますと大体550万円程度が今の施設のランニングでございます。ですが他市町村の同規模の施設でいいますと、この倍以上がランニングコストとしてかかっております。逆に使用料でございます。斎場建設はできることが、その完成が最終到達点ではなくて、要はどう使っていただくかということが、利用していくかということが問題でございます。その利用料とランニングコストの部分をいかに抑えるために、要は基金を、なるべくその建設費を圧縮して、4億円をなるべく使わないようにして、今後のランニングコストに余った分に関しては、斎場建設基金の余った分に関しては、今後のランニングの部分に充当していきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

8ページ。変更。進行いたします。

11ページをお開きください。歳入。

9款地方交付税1項地方交付税。進行いたします。

13款国庫支出金1項国庫負担金。進行いたします。

13款国庫支出金2項国庫補助金。進行いたします。

14款県支出金2項県補助金。次ページ上段まで。進行いたします。

3項委託金。進行いたします。

17款繰入金1項特別会計繰入金。進行いたします。

18款繰越金1項繰越金。進行いたします。

20款町債1項町債。進行いたします。

14ページに入ります。歳出。

1款議会費1項議会費。進行いたします。

2款総務費。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この総務費のところの企画費のところに花輪田地区集会施設建設工事というのがあります。589万8,000円の内訳がありましたらお願いしたいです。

○議長（小松則明君） 公民連携室長。

○公民連携室長（北田竹美君） 内訳を申し上げます。工事請負費、地盤改良工事が486万円。それから工事請負費で同じくのり面の種子マットの施工等が103万8,000円でございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 地盤改良というところでわかりました。以前にもこの花輪田集会施設についてお願いをしていたのは、安全に利用するために町道のところに歩道をつかってほしいというお願いをしていたんですが、その計画のほうはどのようなになっているか、お願いいたします。

○議長（小松則明君） 公民連携室長。

○公民連携室長（北田竹美君） 歩道については検討を進めておりましたが、本日はちょっとお答えができませんので、別途……失礼しました。地区との話し合いで歩道はつくらないという……地区と話し合っているという状況でございます。済みません。

○議長（小松則明君） 当局しっかりしてください。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 地区と話し合うのも当然ですが、やっぱり安全にその集会施設を利用するという観点からいくと、過去にもあそこで交通事故が発生している例もあります。ぜひこの歩道はつくってほしいというふうに私は思います。安全のために。やっぱり集会施設ができるとそれなりに利用頻度も高くなるはずですから、待ちに待った集会施設というところで花輪田地区の人は大変喜んでいっているわけです。そのことにやっぱり安全に利用してもらおうという観点から、これはもう本来であれば最初にあそこに決定した時点から歩道の設計ということがなされるべきものだと私は思うんですが、その件に関してただ箱物をつくればいいのではなくて、そういう部分は常に設計する段階で考えられてはいないのか。今後そういった場所が出たときも考えないのか。その辺の部分をお聞かせください。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 花輪田についても今そういった状態で、地域の方々と話し合っているという状況にはございます。その場面場面で、場所場所であってそういう危険があれば、そういった部分は排除するような形で検討していかなければならないと考えております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2項徴税費。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 委託料についてお尋ねしますが、この不動産鑑定委託料ということで、内容は差押え物件を調べるんだという説明でございますが、26年の決算書と今度渡された27年度決算書を見る限り、このような項目が今まで2年なかったということで、

かなり収納に関して強い意欲があるのかなというこの委託料になると思うんですが、例えばその滞納期間とか滞納金額にもよりけりだと思うんですが、136万6,000円の委託料は何件相当の不動産鑑定を見ているのか。そしてまた該当する納税者にとって、何年ぐらゐの期間、ちょっとこう納めてなくて、またその金額がどの程度なのかわかるのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 会計管理者。

○会計管理者（三上 徹君） それではこの件についてお答えをいたします。

詳しい年度については今表を持っていないのですが、10年以上にわたって滞納しておりまして、額的なものを申し上げますと、延滞金等を含めて1,000万円を超えているときにできます。それから特定の物件ですので、建物とそれから土地、これらを不動産鑑定に依頼するという事になっている部分の補正のお願いでございます。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

15ページに入ります。3項戸籍住民基本台帳費。進行いたします。

5項統計調査費。進行いたします。

3款民生費1項社会福祉費。進行いたします。

16ページ中段、2項児童福祉費。進行いたします。

17ページ、4款衛生費1項保健衛生費。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 委託料の斎場の関係でお伺いします。

先ほど来質問と答弁ありましたけれども、斎場の検討委員会であったり、あと議会への説明だったりしたときに、当初の計画だと海拔6メートルぐらいでフラットな感じということで、その中の意見としても1メートルでも2メートルでも少しでも高くしたほうがいいんじゃないかという意見も出てますが、この造成設計するときにはですよ、測量設計するときには、そういう試算をする予定があるのかということをお聞かせください。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（京谷一彦君） 今御指摘いただきましたとおり、3月にそのとおり予定地ということで報告はしております。やはり斎場南側のこの低いところということの盛り土ということで考えております。ですから、危険水域にもなっておりませんので、その線で考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 全協でもそうだし、検討委員会でもせっかく出た意見なので、やはり試算をしてみる価値はあるんだと思うんですよ、図面上でもいいので。その計画高でいったときに、例えば1億かかるとして1メートル本当に造成で上げるとしたら5,000万プラスになるんだとか、いやそうやったときに、もう今度つくればほぼほぼ最終なわけですよ。ずっと使うわけですよ、40年も50年も。そうしたときに、今のこの住民、今町内で流されている中でやっぱりここフラットだと何かという、精神的なものだと思うんですけども、そういうふうな議論をやはり検討委員会でも議会でもしていかなくちやならないと思いますので、試算をぜひしていただきたいし、数字が固まったら検討委員会にもきちっと報告するように進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（京谷一彦君） おっしゃるとおりの方向で進めたい、それから環境問題もございまして、その辺も含めてお話をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2項清掃費。進行いたします。

6款農林水産業費 1項農業費。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 給料が14万6,000円、そしてまた手当が467万7,000円ということで、上の欄に清掃費がありますが、給料14万4,000円に対して手当が21万9,000円という大体同じような割合になっているんですが、この給料に関しては当初予算で2,300万、そしてまた職員手当が1,100万円計上されている中で、また給料と比べてかなりの手当に大幅に盛られているわけですが、どのような内容で手当が今後460万円必要になるのか教えていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 今回の補正は、人事異動に伴いまして補正しているという部分もございまして。あとは昇格という形での対応もこの補正の中でさせていただいております。当初予算では、その段階ではまだ反映してない部分を当然今回の補正で加味してございまして。あくまでも、例えば時間外等であれば一応前年度の部分をベースにいたしまして、算出している状況ではあります。

ただ、全体といたしまして、前年度実績よりも1%ほど減の数字になるような形で、例えばノー残業デーを徹底するとか、あとは本年度から始めました8月の第2週にノー

残業デーウィークというものも設定いたしまして、職員の健康保持という観点からもどうにかこの部分で対応していきたいというふうに考えておりますが、あくまでも前年度実績を基本として計上しているということで御理解いただきたいと思ます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 当初計画より460万円の手当をもう1回計上するというございますが、その中で今総務部長、その人事異動等々なつてという答弁もありましたが、年度途中で人事異動が行われるのか、それとも春先にさかのぼつた金額の補正なのかというところを教えてくださいたいと思ます。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 説明が不足しておりました。あくまでも当初予算の段階は、4月の異動のまだ人数が確定していない、誰が行くかも確定しておりませんので、あくまでも4月の段階の人が配置になった時点を踏まえての補正だということで御理解いただきたいと思ます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

18ページに入ります。2項林業費。進行いたします。

3項水産業費。進行いたします。

19ページに入ります。7款商工費1項商工費。進行いたします。

8款土木費1項土木管理費。進行いたします。

4項都市計画費。進行いたします。

9款消防費1項消防費。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 吉里吉里地区の区画整理事業地内の消火栓の設置工事で390万円という説明がありました。私も図面見させていただいたんですが、従来何カ所の消火栓、何基の防火水槽があつて、今度は何基の消火栓があつて、防火水槽が何基設置される予定なのか答弁をお願いします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 設置数については4基ということになってございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 図面見させていただいて吉里吉里地区の中でもんだときに、例えば従来6カ所あつたと。新しい、新しいというか区画整理になって、従来ついてたところなくて、何でここにつけてくれないんだという話をしたら、その消火栓の放水域で

半円を書いていったときに、どうしてもここもカバーできるという話を説明されたことがあるんですけども、やはり町を守っていく、実際火災のときには早目早目、早く早く水を上げたいという我々消防団の思いもあるんですけども、今後例えばこれが災害復旧の補助でできるような消火栓なんですけど、その従来あった防火水槽を再構築するだとか、消防でも2年に1回地域に防火水槽配備したりとかいろんなことの経緯がありますけれども、これはこれにしてですよ、今後地域からのニーズだとか、消防と協議したときにやはり防火水槽やっぱりあったほうがいいよねとか。消火栓だけだとやっぱり心もとないというので防火水槽という話があるんですけど、今後についていかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 消火栓ばかりでなくて防火水槽を設置している地域もございませう。そういった部分で必要性は勘案しながらそれは検討すべきことかなと思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

10款教育費1項教育総務費。次ページ上段まで。進行いたします。

2項小学校費。進行いたします。

3項中学校費。進行いたします。

4項社会教育費。進行いたします。

21ページに入ります。5項保健体育費。進行いたします。

11款災害復旧費3項文教施設災害復旧費。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 御社地エリアのことで、一般質問でも質問通告しておりますけども、建物か、それとも遺跡はありましたけども、そっちの遺跡のほうに関するということについて、発掘調査等はどのようになっているかお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 工事請負費のほうなので、発掘は……質問の内容を変えてください。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 工事進めるに当たって、どういうものになるのか。その町指定の文化財、指定文化財地域なわけですので、その辺はどのようになっているか。どのように建てるのかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 御社地復興拠点施設を建てる部分については遺跡調査をやったというふうに伺いました。予備調査をやって何も出なかったという部分は伺っているという状況でございます。

建物については3階建ての、図書館とあわせて集会施設なりそういった交流施設。そういった部分で2,200平米ということになります。そしてここに載っている災害復旧に関しては図書館の部分ということになります。それ以外の部分については復興費のほうに載っている、そういった状況になります。財源区分が災害復旧費と復興交付金ということになりますので、そういった分けた計上になってございます。

○議長（小松則明君） これは災害復旧費ということで、あとは一般質問のほうで俊作議員お願いいたします。復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっとだけ訂正させてください。

今回予備調査行ったのはあくまでも教育委員会で包蔵地と、いわゆる埋文についての予備調査を行ったと。包蔵地、いわゆるその御社地としての包蔵地という部分については調査を行ったと。確か建物の部分は包蔵地に入ってなかったので、あの部分については調査をしていないということでございます。

あとは今言った町指定の史跡については、前にも何度も御説明してはいますが、それについては今回の一般質問の中で詳しく御説明します。よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。進行いたします。

15款復興費1項復興総務費。次ページ上段まで。進行いたします。

2項復興推進費。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 委託料の跡地利用計画策定業務委託料のところでお聞かせください。説明ちょっと聞き漏らしたかもわかりませんが、この跡地というのはどこの対象地なのか、お願いします。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 既に町方地区の災害危険区域のほうについては、跡地利用ということで既に発注が終わっております。今回補正で計上しているものは、町方地区以外の浪板地区であったりとか、吉里吉里地区であったりとか、赤浜、安渡地区、小枕地区、そちらのほうについて計上しているものです。また、災害危険区域とさっきお話ししましたが、例えば浪板であれば漁業集落機能強化事業でもって垂直かさ上げをしてそこに生活していただくということになりますので、そういったところについては災害危険区域を外していくと。例えばあと安渡地区については、津波復興拠点事業を既に導入しておりますので、そういったところを外したところが今回の対象地区ということで考えております。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） さらにちょっと補足させていただきますけども、災害危険区域を基本的には考えていますが、その中でも特に防災集団移転促進事業の中で移転元ということで、買収した地域を跡地ということで捉えてこういった検討をしてみたいと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 例えば吉里吉里とか浪板とか、常々局長にはお話をしてきた土地も含まれるということでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 早めにそういったところの方向性を出して、例えば民間で借りられる人があったら、できるだけ早く貸していくというような方向で進めていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） この話をしてからもう何年という月日がたつんですが、商業者もどこに再建したらいいかというところで悩んでいたり、ある一定の盛り土をすれば、ここにやはりその商業施設だったり、工場だったり倉庫だったりを建てたいんだがと。今こういうふうに道路ができてきて初めてアクセスにも便利だと。でも住宅は建てられないから、せめてその商業者の跡地利用ということで、今代表例で吉里吉里、浪板と話しましたがけれども、地域にはいろんなニーズがあると思うので、そこら辺どこだったらこういう施設を建てたいかというのは商工のほうでも調査はしてると思うのでね、それが少しでも実現になるような跡地利用計画を立てていただきたいかなというふうに思います。要望です。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

3項復興政策費。下村義則君。

○2番（下村義則君） 生きた証プロジェクト回顧録印刷とありますが、これはたぶん冊子と考えておりますが、次期繰越ということで八百何十万円とありましたけども、それにプラスしての410万円ということですか。

○議長（小松則明君） 公民連携室長。

○公民連携室長（北田竹美君） 議員が今お話ししたとおり、別予算としての印刷費でございます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 増額分は何でこの400万円増えているんですか。

○議長（小松則明君） 公民連携室長。

○公民連携室長（北田竹美君） 予算の内訳を申し上げます。予算の内訳としましては、27年度までにお聞き取りをしました約650名の方々への回顧録の記録誌の配布及び公共施設への配布等含めまして、今のところ1,000部ほどの発行を予定しております。その予算として今回計上させていただきました。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。進行いたします。

6項復興土木費。進行いたします。

23ページ。8項復興用地建築費。進行いたします。

9項復興防災費。進行いたします。

12項復興支援費。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第82号平成28年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

13時15分まで休憩いたします。

休 憩 午後0時04分

○

再 開 午後1時15分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第17 議案第84号 平成28年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第17、議案第84号平成28年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 平成28年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて、その提案内容を御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

今回の補正は平成27年度の繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額補正するものであります。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。

4款繰入金1項他会計繰入金、補正額453万2,000円の減は、平成27年度の繰越金が確定したことによる一般会計繰入金の調整です。

5款繰越金1項繰越金、補正額453万2,000円の増は、平成27年度の繰越金であります。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。3ページをお開きください。歳入。

4款繰越金1項他会計繰越金、一括いたします。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第84号平成28年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時17分

○

再 開 午後1時30分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま議案5件が追加提出されました。

会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 異議なしと認めます。よって日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○

追加日程第1 議案第89号 工事請負契約の締結について

追加日程第2 議案第90号 工事請負契約の締結について

追加日程第3 議案第91号 工事請負契約の締結について

追加日程第4 議案第92号 平成28年度大槌町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて

追加日程第5 議案第93号 平成28年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて

○議長(小松則明君) 追加日程第1、議案第89号工事請負契約の締結についてから、追加日程第5、議案第93号平成28年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについてまで、5件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長(三浦大介君) 平成28年第3回大槌町議会定例会における追加議案5件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

議案第89号工事請負契約の締結については、町道三枚堂大ケ口線(仮称)三枚堂大ケ口トンネル築造工事に係る契約でございます。

議案第90号工事請負契約の締結については、桜木町地区避難路整備工事に係る契約でございます。

議案第91号工事請負契約の締結については、(仮称)おおつち学園小中一貫教育校建設工事に係る変更契約でございます。

議案第92号平成28年度大槌町一般会計補正予算(第4号)を定めることについては、台風10号被害に係る災害救助費及び災害復旧工事等により、歳入歳出予算に1億790万円を追加し、歳入歳出総額を549億7,754万6,000円とするものであります。第2条では、地方債の追加3件の補正であります。

議案第93号平成28年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについては、台風10号被害に係る災害復旧工事等により、歳入歳出予算に610万円を追

加し、歳入歳出総額を3,101万5,000円とするものであります。第2条では、地方債の追加1件の補正であります。

以上、一括で追加提案理由を申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○

追加日程第1 議案第89号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 追加日程第1、議案第89号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1. 契約の目的、町道三枚堂大ケロ線（仮称）三枚堂大ケロトンネル築造工事。

2. 契約の方法、一般競争入札。

3. 契約の金額、23億9,328万円。

4. 契約の相手方、佐藤工業株式会社・菱和建设株式会社町道三枚堂大ケロ線（仮称）三枚堂大ケロトンネル築造工事特定企業体共同企業体、代表者佐藤工業株式会社東北支店執行役員支店長 横山 正樹です。

次のページをお開きください。

入札は平成28年9月5日に行っております。入札参加条件は多岐にわたるため、ここでは代表的な項目のみ記載させていただいております。大槌町営建設工事入札参加資格者名簿に登録されているとともに、岩手県営建設工事入札参加者名簿に土木工事の登載がなされている者、または上記の要件を満たす2者の構成員からなる任意に結成された特定町営建設工事共同企業体であること。単者または共同企業体の代表者となる構成員は、平成13年4月1日以降に元請としてNATM工法による連続掘削延長300メートル以上で、内空面積40平方メートル以上の道路トンネル工事を施工した実績を有すること。入札条件、価格その他の条件が町にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とする総合評価落札方式によるものでございます。入札参加業者は11者でございました。

次に参考資料をお開きください。工事場所、大槌町三枚堂から大ケロ地内。工事概要は記載のとおりでございます。位置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 三枚堂大ケロトンネル、やっところまで来たかなと思って本当にうれしく思います。

工期について、今回発注する部分の工期についてお聞かせください。あと、工事概要見ると明かり部となって三枚堂のほうに43メートル、大ケロ道路のほうに16メートルとなっているもの、この地図で見るとちょっと緑になっている点のあたりのことを言っているんですかね。その確認と、あと今後このトンネルはトンネルなんだけど、トンネルに附帯する例えば大ケロ側とか三枚堂側とかの関連工事みたいなのが予想されるかどうかについてお聞かせください。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 工期については平成31年の3月までとなっております。

あとは今の明かり部の話でございますけども、明かり部というのはトンネル本体から、それから出た部分で一体となっている道路部分までの部分が明かり部でございます。したがって三枚堂側というのは、トンネルから出て町道小鉈線につながるまでの部分が明かり部。大ケロ線についても、16メートルというのはトンネルから出て町道につながるまでの部分を指してございます。

それからあと今後の道路改良でございますけども、今現在はそういった計画はありません。あとは大柁橋の改良だけでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） そうだとすれば、31年3月までに順調に工期が進めば、31年4月から開通というような運びになるということで確認をさせていただきます。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 契約後実際のトンネル業者との、今後いろいろその工法の確認であるとか、そういった部分においてはもう少し早まる可能性もあるかと思っておりますけども、基本的には4月以降の開通というのを目標に進めてまいります。

○議長（小松則明君） 及川 伸君。

○10番（及川 伸君） 事業費について確認したいんですが、以前の説明のときに今回提案されている金額よりも7億か8億円、手元にちょっと資料がないので正確な数字はわからないんですが、高かったように記憶しておりますが、これが下がった理由をざくっとでいいので説明していただきたい。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回はきちっとその積算が済んだ上での工事費というのがありますし、あと今後このトンネル本体以外にも照明とかの電気設備、あるいは機械設備等の発注がまた次に控えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 本当に契約になってよかったなと思うんですけど、こういうトンネル工事、今まで町の事業ということで携わった職員の方々もあまりいないのではないかなと思います。ですので、この工事期間中に業者とともに職員の方々も勉強しながら監督業務をしていかなければ、これもまた大変かなと思います。

幸い復興局長におきましては、この発災以来さまざまな事案を通してきていますので、管理職員として部下の指導は徹底されると思うんですが、いかんせんやったことのない、経験したことのない工事でございますから、そのことについては不安なところもあるかと思いますが、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

復興局長、今回のこの工事に当たりまして、技術者の最高職員としての今後の考え方、方針をお持ちであれば教えていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 一応今回のトンネルの工事のその業務の発注については、土木技術振興協会のほうにお願いしてございます。岩手県土木技術振興協会には県職員、トンネル工事を経験した方々が結構ございまして、そういった方々の御意見等あるいはその積算技術等をお願いしながら協議して進めてございます。

また、幸い大槌町役場のほうにも今回の震災以降、任期つきではございますけども民間でトンネル工事を経験した職員もございますので、今現在その者を中心に担当にして進めているといったような状況でございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第89号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

追加日程第2 議案第90号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 追加日程第2、議案第90号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第90号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

1. 契約の目的、桜木町地区避難路整備工事。
2. 契約の方法、随意契約。
3. 契約の金額、1億692万円。

契約の相手方、岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第10地割182-10、ライト工業株式会社盛岡営業所所長 鈴木 修。

次ページをお願いします。

仮契約年月日は本年9月9日で行ってございます。

見積徴取業者はライト工業株式会社盛岡営業所。

随意契約理由でございますが、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による、競争入札に付し入札者がいないときまたは再度の入札に付し落札がないときの規定により随意契約を行ってございます。

工事概要は別添の参考資料をごらんいただきます。工事概要でございますが、桜木町地区において避難路整備工事、組み立て避難路でございますが、実施するものでございます。組み立て避難路延長が247.5メートル、幅員1.5メートル、進入防火扉2カ所、照明機器8基、照明灯1基、ベンチ1基、避難路案内板3基を予定してございます。工事箇所につきましては図面のとおりでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。ございませんか。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第90号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第91号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 追加日程第3、議案第91号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。学務課長。

○学務課長（松橋文明君） 議案第91号の内容について御説明申し上げます。

1. 契約の目的、（仮称）おおつち学園小中一貫教育校建設工事。

2. 契約の相手方、宮城県仙台市青葉区一番町4丁目7番17号、株式会社銭高組東北支店執行役員支店長 木村 匠一郎でございます。

変更の内容でございます。

契約金額、変更前56億962万8,746円から、変更後56億2,094万6,883円とするものでございます。

次ページをお開きください。

仮契約締結年月日は平成28年9月9日でございます。

工事概要は参考資料のとおりでございます。

工事名、（仮称）おおつち学園小中一貫教育校建設工事。

工事箇所、上閉伊郡大槌町大槌第15地割及び大槌第23地割地内。

工事期間、平成26年12月12日から平成28年9月15日まで。

変更の理由でございますが、平成26年12月1日に契約を締結した（仮称）おおつち学園小中一貫教育校建設工事について、確定した事業費について下記のとおり変更を行うものでございます。

1. 労働者確保に要する共通費の実績に伴い変更するものでございます。労働者確保に要する共通費の実績変更について、請負者より提出された平成28年8月分の実績報告書を根拠として、（仮称）おおつち学園小中一貫教育校建設工事の実績変更対象費を以下のとおりとするものでございます。費目、共通仮設費。金額、共通仮設費積み上げ分、税込みでございます。1,131万8,137円でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第91号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

追加日程第4 議案第92号 平成28年度大槌町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて

○議長(小松則明君) 追加日程第4、議案第92号平成28年度大槌町一般会計補正予算(第4号)を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長(三浦大介君) 議案第92号平成28年度大槌町一般会計補正予算(第4号)を定めることについてを御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正、歳入。

13款国庫支出金1項国庫負担金、補正額666万6,000円は、災害復旧費負担金であります。

14款県支出金1項県負担金、補正額410万円は、災害救助費負担金であります。

18款繰越金1項繰越金、補正額8,603万4,000円は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。

20款町債1項町債、補正額1,110万円は、農業、林業及び公共土木施設災害復旧事業債であります。

2 ページをお開き願います。歳出。

3 款民生費1項社会福祉費、補正額265万円は、台風10号による床上浸水が発生したことに伴う災害見舞金であります。3項災害救助費、補正額410万円は、避難所運営に係る毛布再生委託料等であります。

4 款衛生費1項保健衛生費、補正額315万円は、簡易水道施設の災害復旧に伴う簡易水道事業特別会計繰出金であります。2項清掃費、補正額200万円は、落雷に伴う最終処分場の電気計装機修繕料であります。

8 款土木費2項道路橋梁費、補正額2,000万円は、町道等維持管理修繕業務委託料であります。

9 款消費費1項消防費、補正額100万円は、台風対応に伴い、浸水した大槌町消防団

第5分団第2部消防ポンプ車の修繕料であります。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費、補正額4,500万円は、農業、林業施設の災害復旧に係る測量設計積算業務委託料及び応急的な復旧工事費であります。2項土木施設災害復旧費、補正額3,000万円は、公共土木施設の災害復旧に伴う測量設計積算業務委託料及び大貫台線ほか2路線道路災害復旧工事であります。

3ページをお願いします。第2表地方債補正、追加。起債の目的、限度額の順に読み上げます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、当初予算と同様のため省略させていただきます。

農業施設災害復旧事業260万円。林業施設災害復旧事業520万円。公共土木施設災害復旧事業330万円。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。第2表地方債補正、追加。進行いたします。

6ページをお開きください。歳入。13款国庫支出金1項国庫負担金。進行いたします。

14款県支出金1項県負担金。進行いたします。

18款繰越金1項繰越金。進行いたします。

20款町債1項町債。進行いたします。

7ページ、歳出。3款民生費1項社会福祉費。及川 伸君。

○10番（及川 伸君） 台風10号に係る災害見舞金についてお伺いしますが、今回この見舞金に該当する世帯はどのくらいあったのかお伺いします。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議員のお尋ねの件ですけれども、全部で29世帯ということでございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

3款民生費3項災害救助費。進行いたします。

4款衛生費1項保健衛生費。進行いたします。

2項清掃費。進行いたします。

8ページに移ります。8款土木費2項道路橋梁費。進行いたします。

9款消防費1項消防費。進行いたします。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費。進行いたします。

2項土木施設災害復旧費。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第92号平成28年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

追加日程第5 議案第93号 平成28年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 追加日程第5、議案第93号平成28年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 平成28年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて、提案内容を御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

今回の補正は、台風10号により被災した簡易水道施設の応急復旧に要する経費を補正するものであります。

第1表歳入歳出予算補正、歳入。

2款国庫支出金1項国庫補助金、補正額75万円の増は、簡易水道施設災害復旧事業費補助金であります。

4款繰入金1項他会計繰入金、補正額315万円の増は、災害復旧に伴う一般会計からの繰入金の増であります。

7款町債1項町債、補正額220万円の増は、災害復旧に伴う起債の増であります。

2ページをごらん願います。歳出。

6款災害復旧費1項簡易水道施設災害復旧費、補正額610万円の増は、台風10号により被災した水道施設の応急復旧に係る経費です。

3ページをごらん願います。第2表地方債補正、追加。

起債の目的、簡易水道施設災害復旧事業。限度額、220万円。起債の方法、利率、償還の方法については、他の会計と同様ですので省略させていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。第2表地方債補正、追加。進行いたします。

6ページをお開きください。歳入。一括いたします。進行いたします。

7ページ。歳出。一括いたします。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この簡易水道の被害を受けた場所、被害規模はどの程度だったのかお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 簡易水道のエリアですけども、金沢と中山地区が主な災害が起きた場所になります。まず金沢地区の浄水場なんですけども、河川の水位が上がったことによりまして、施設で床上浸水になりました。幸い電気設備には問題がなく、泥が混入したというところになりますので、泥の撤去に費用を要しております。

また給水管が河川の橋梁に添架してあるんですけども、橋梁が1カ所流れてしまってその給水管が全部流れてしまったというところと、あとは橋梁に添架している間に流木がぶつかって、それが破損しているというところがございます。

あとは中山地区の水源のほうですけども、若干小さいダムみたいな形になってるんですけども、そこが相当の雨の量で土砂関係が若干流れ込んでいるということで、その除去等の費用を見込んでございます。以上です。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 今回の災害で水道、水が供給できなくなって、本当に水道事業所の方にはいろいろ手配りしてもらって、ボランティアの方々も来て水を渡してきました。本当にありがたいなと思って見ていたんですけども、将来を見据えて、これからのこの地球の気候のその激しさを見れば、またいつ来るとも限らないような雨があると。そこを考えたとき将来性として、今の例えば元村の今度の床上浸水になったね、ああいう施設をあそこから移設する方向で考えをもっていってもいいんじゃないかと。まずそのことを1つ。

もう一つは、きれいな水が行くまで何日かあったと思いますけれども、その手当てというか水道料金が発生するので、そのあたりはどのようになっているかお聞きします。

○議長（小松則明君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） まず元村にあります水道施設の冠水に関しましてですけども、実はそこは昭和、ちょっと忘れちゃったけども結構新しい、平成に入ってから施設になってございます。

それで、今回の雨が過去に経験したことのない雨ということで浸水したわけでございますけども、また同じような雨が降った場合、同じようなことになると思いますけども、まず河川から水が入らないように、ちょっとかさ上げ等を将来的に考えていかなければならないかなと考えております。施設そのものを移設というところまではちょっとなかなか現時点では難しいのかなと思っておりますので、その施設に入らないような方策を考えております。

あとは今回の雨によりまして、断水ということではなく泥が混入したということで、飲料水としては飲めませんよということで金沢と中山地区の方には2日間ほどちょっと御迷惑をおかけしました。泥が混入して飲料水としては不可だった期間中の料金の補償ということは、現時点ではちょっと考えてございません。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 大体わかりましたけれども、町方のほうは堤防の外にあるわけだね。例えば大ケ口にあるとかね。例えば簡水であろうと、やっぱり今あそこを見れば県道が堤防みたいな感じだね。川沿いにあるんだから、やっぱりそこらはきちっと考えて、その水の来ない方策といってもあのように手の回らないような大木も流れてくる。水害だからね。やっぱりその辺をきちっと考えて、当局側とこれ大事業になるから、相談をしながら将来について考えていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第93号平成28年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

10月13日は午前10時より再開いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散 会 午後2時05分

